吸収分割に係る事前開示書類

2024 年 11 月 29 日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

2024 年 11 月 29 日

吸収分割に係る事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項）

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　　藤田健二

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）及びイオンリテール株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2024 年 10 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 2 月 28 日として、吸収分割会社がその営む WAON バリュイシュア事業（以下「AR バリュイシュア事業」といいます。）に関して有する権利義務を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して、吸収分割会社に対して、金 12,500 百万円（以下「本基準対価」といいます。）に、本吸収分割契約に基づき、本基準対価の算定の基礎となった承継する資産及び負債の額と本吸収分割の効力発生日時点における承継する資産及び負債の差額に基づく調整を加えて算出される金額の金銭を交付します（別紙 1（吸収分割契約書）第 4 条参照）。

当社は、以下も踏まえて本吸収分割の対価が妥当であると判断しており、吸収分割会社及び当社は、承継対象となる資産及び負債の額並びに AR バリュイシュア事業の事業性等も勘案して、協議・検討を行った結果、上記の事項が相当なものであるとして合意しました。

(1)　本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本吸収分割の対価の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、吸収分割会社、当社及びそれらの親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任するとともに、森・濱田松本法律事務所を、当社、吸収分割会社及びイオンから独立したリーガル・アドバイザーとして選任しました。

また、下記(2)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村證券から受領した AR バリュイシュア事業の事業価値に関する算定書（以下「本算定書」といいます。）、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、並びにイオン及び吸収分割会社から独立した当

社の独立社外取締役のみから構成される取引等審査委員会（その詳細については、下記(3)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）から 2024 年 10 月 28 日付で受領した意見書（詳細については、下記(3)①「当社における利害関係を有しない取引等審査委員会からの意見書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、吸収分割会社に対して、本吸収分割の対価を当社の株式とした場合に当社の株主に希釈化が生じることを回避するため、AR バリュイシュア事業を承継するスキームとして現金を対価とした吸収分割とすることを提案した上で、慎重に協議・検討をしました。その結果、当社は、本吸収分割の対価については、下記②(ii)「算定の概要」に記載のとおり、妥当であるとの判断に至り、本吸収分割契約を締結しました。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び当社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券は、当社、吸収分割会社及びイオンの関連当事者には該当せず、当社、吸収分割会社及びイオンから独立した算定機関であり、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

本吸収分割において、吸収分割会社に支払われる本吸収分割の対価の公正性及び妥当性を期すため、当社は野村證券を第三者算定機関として選任し、AR バリュイシュア事業の事業価値の算定を依頼しました。

野村證券は、この依頼を受け、AR バリュイシュア事業の事業価値の算定に当たって、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行い、当社は、野村證券から AR バリュイシュア事業の事業価値に関する本算定書を取得しました。

上記手法による AR バリュイシュア事業の事業価値の算定結果は、以下のとおりです。

算定手法	事業価値の算定レンジ
DCF 法	11,625 百万円～13,837 百万円

DCF 法では、吸収分割会社から提供され当社により確認された事業計画に基づいて、AR バリュイシュア事業が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて事業価値を算定しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は 7.50%から 8.50%を採用しており、永久成長率は-0.25%から 0.25%として算定しております。

野村證券は、AR バリュイシュア事業の事業価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。AR バリュイシュア事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AR バリュイシュア事業の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判

断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2024 年 10 月 25 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が AR バリュイシュア事業の事業価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした AR バリュイシュア事業の財務予測につき、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本吸収分割の実施を前提としておりますが、本吸収分割の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(2) 公正性を担保するための措置

本吸収分割の分割会社である吸収分割会社は、当社と同一の親会社（イオン）をもつ会社であり、本吸収分割は支配株主との取引等に該当することから、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本吸収分割の公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社、吸収分割会社及びイオンから独立した第三者算定機関である野村證券を選任し、2024 年 10 月 28 日付で AR バリュイシュア事業の事業価値に関する本算定書を取得しました。本算定書の概要は、上記(1)②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、野村證券から、本吸収分割の対価が財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社、吸収分割会社及びイオンから独立した独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本吸収分割に関する一連の手続並びに意思決定方法（取締役会の意思決定方法を含みます。）及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社、吸収分割会社及びイオンとの間で重要な利害関係を有しておりません。

(3) 利益相反を回避するための措置

上記(2)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本吸収分割は支配株主との取引等に該当し、当社と、吸収分割会社及びイオンの間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における利害関係を有しない取引等審査委員会からの意見書の取得

当社は、支配株主と少数株主の利益が相反する支配株主との取引等に関して取締役会が決議する場合には、少数株主の保護を図るため、あらかじめ独立社外取締役で構成される取引等審査委員会の意見を聴かなければならないことを規則で定めており、本吸収分割を決議するに当たっても、あらかじめ吸収分割会社及びイオンから独立した当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である佐久間達哉氏、中島好美氏、山澤光太郎氏及び長坂隆氏の４名によって構成される取引等審査委員会の意見を聴き

ました。

取引等審査委員会においては2023年8月24日から2024年10月21日までに、会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本吸収分割に関し、慎重に検討を行いました。取引等審査委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本吸収分割の目的、背景、ARバリュイシュア事業の事業内容、業績、事業価値の内容、並びにAR バリュイシュア事業の本吸収分割の対価を含む本吸収分割の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けております。さらに、取引等審査委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本吸収分割に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を、当社の第三者算定機関である野村證券から、ARバリュイシュア事業の事業価値算定に関する説明をそれぞれ受けております。

取引等審査委員会は、かかる経緯の下、慎重に審議、検討をした結果、本吸収分割が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を2024年10月28日付で当社の取締役会に提出しております。当該意見書の概要については、以下のとおりです。

ア　意見の内容

本吸収分割は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。

イ　意見の理由

(a) 本吸収分割が当社の企業価値の向上に資するか

本吸収分割の目的は、大要以下のとおりであり、かかる目的は、取引等審査委員会としても特に違和感はなく、本吸収分割は、当社の企業価値の向上に資するものと合理的に認められる。

・ 当社は、当社グループ内の経営資源を戦略的に活用し、「決済サービス」を中心に金融商品やサービスの拡大を図ることでさらなる成長に向けた改革を進めるとともに、お客さまにとって最も身近なフィナンシャルグループを目指しているところ、今般、かかる基本方針に基づき、決済サービスのさらなる成長に向けて、WAONバリュイシュア事業をイオングループの総合金融事業を担う当社グループに集約することが、当社グループにとって、金融サービスにおける全体最適を追求した効率的な事業運営や戦略的投資を可能にするとともに、お客さまの利便性向上に最も効果的であるとの認識に至り、本吸収分割を実施することとした。

・ 具体的には、本吸収分割の実施により、将来的に、WAONバリュイシュア事業に係る電子マネー「WAON」と当社が提供する決済サービス「AEON Pay」とを融合し、新たな決済サービスを展開し、それによって、ポイントと決済のシームレスなサービス提供及びデジタル化への移行等が可能となり、当社グループの決済サービスの競争力強化が期待できる。また、これまでWAONバリュイシュア事業に関して、当社が投資主体となり、吸収分割会社及び株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）がそれぞれ運営主体となっていたところ、本吸収分割の実施により、これらを一本化し、WAONバリュイシュア事業の一体的運営を行うことで、営業面及びコスト面において経済合理性を向上することが可能となる。加えて、経済安全保障推進法に基づき、吸収分割会社及びイオン銀行はそれぞれAR バリュイシュア事業及びクレジットカード事業に関して「特定社会基盤事業者」に指定されているところ、本吸収分割の実施により、「特定社会基盤事業者」が当社に集約されることとなり、経済安全保障推進法に基づ

く対応を統合的かつ効率的に行うことが可能となる。他方、当社において新たに WAON バリュイシュア事業の運営を行うことに伴い、経理や精算業務をはじめとする業務運営の体制構築や、当該事業における規制当局への対応リスクやオペレーションリスクが発生する。

・ また、キャッシュレス全体の決済比率における IC 型電子マネーのシェアは減少傾向にあり、特にカードタイプの IC 型電子マネーはオンライン等での利用に制限があるほか、各社のモバイルアプリ戦略やカードに内蔵するチップの供給不足等もあり、今後もシェアの減少が見込まれる。したがって、電子マネー「WAON」においても、デジタル化への移行により競争力を強化し、お客さまに選んでいただけるサービスへの転換を早急に行う必要がある。

・ 当社としては、引き続き、当社グループとして競争力の高い商品・サービスを提供し、お客さまに選んでいただける決済手段の実現を目指していく。

(b) 本吸収分割の取引条件の妥当性

以下より、本吸収分割の取引条件は妥当であると合理的に認められる。

ア　対価の妥当性

・ 野村證券は、AR バリュイシュア事業の事業価値の算定に当たって、吸収分割会社から提供を受け、当社にて検討及び修正を行った AR バリュイシュア事業の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を算定の基礎とした。特に、本吸収分割に付随して発生する以下の損益を本事業計画に反映している。

(ア) 本吸収分割の実行後に予定されている当社から吸収分割会社に対する業務委託である、当社が発行・運用する非接触型 IC カード及びスマートフォンの QR コード決済専用アプリに係る地域提携等に関するカードイシュア委託先管理業務及びキャッシュレス生活圏推進業務の委託について当社が吸収分割会社に支払う見込みの業務委託報酬

(イ) 本吸収分割により承継する顧客からの預り金に相当する額の現金及び預金につき当該預り金を安全資産により運用した場合の期待収益

(ウ) 上記(イ)記載の預り金に相当する現金及び預金につき締結が予定されている発行保証金保全契約に係る費用

・ 取引等審査委員会は、当社執行役員から、本事業計画の作成経緯、作成目的、内容、重要な前提条件及び変動要因等に関して説明を受けるとともに質疑応答を行い、それらの合理性について検討を行った。その結果、本事業計画の作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。

・ 野村證券は、AR バリュイシュア事業の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して、AR バリュイシュア事業の事業価値を算定した。野村證券が採用した算定手法は、本吸収分割と同種の取引における事業価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、類似会社比較法や市場価格法について、バリュイシュア事業のみを行う上場企業がないことや非上場企業における一部の事業を対象とする本吸収分割になじまないこと等から、野村證券による算定手法の採用の理由に不合理な点は認められず、野村證券が上記手法を用いて対象事業の事業価値を算定したこ

とについて特に不合理な点は認められない。

- 本算定書によれば、AR バリュイシュア事業の事業価値の公正価値は、11,625 百万円から 13,837 百万円である。
- 野村證券が行った DCF 法による算定は、本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて AR バリュイシュア事業の事業価値の計算を行っており、その割引率の設定や継続価値の算定方法を含め、特に不合理な点は認められない。
- 以上のほか、本基準対価が本算定書の DCF 法による AR バリュイシュア事業の公正価値の中間値よりも低いことからすれば、本基準対価は妥当であると合理的に認められる。
- 本吸収分割の対価は、本基準対価から、本基準対価の算定の基礎となった 2024 年 8 月末時点における承継する資産及び負債の額と本吸収分割の効力発生日時点における承継する資産及び負債の差額に基づき調整を行って算出されることとされている。AR バリュイシュア事業については、資産及び負債の額が日々変動し、それによって事業価値も変動する特質があるところ、本吸収分割の効力発生日時における承継する資産及び負債の額を本吸収分割契約締結時点において正確に予測することは困難であることから、当該調整の方法はコーポレートファイナンス上合理的であり、実務上も一般的であるといえる。

イ　その他の取引条件の妥当性

- 取引等審査委員会は、本吸収分割の対価以外の取引条件についても検討し、本吸収分割に係る基本契約においては、当社の義務履行の前提条件や、吸収分割会社の表明保証、誓約事項、補償責任等、同種の取引において承継会社の利益保護の観点から一般に合意される事項が規定されており、吸収分割会社に過度に有利な規定は特に見受けられない。
- また、本吸収分割に際しては、吸収分割会社及び当社の間では、大要以下の内容の「業務委託基本契約書」の締結が予定されていることから、取引等審査委員会は、当該業務委託についても併せて検討した。
  - 当社が発行・運用する非接触型 IC カード及びスマートフォンの QR コード決済専用アプリに係る地域提携等に関して、カードイシュア委託先管理業務及びキャッシュレス生活圏推進業務を当社が吸収分割会社に委託する予定である。
  - 上記業務の対価（以下「本業務委託費」といいます。）は、吸収分割会社と合意した上限の範囲内で、提供される業務に見合う合理的な対価を算定して定める予定である。
  - 取引等審査委員会は、当社執行役員から、上記取引に関して以下のとおり説明を受けた。
  - 当該取引は、本吸収分割の実行後においても当社が AR バリュイシュア事業をさらに成長させる観点から、当社から吸収分割会社に対して一定の業務を委託するものである。
  - 本業務委託費については、イオングループから独立した他のコンサルティング会社に対して同様の業務委託を前提にその対価の見積もりを依頼しており、同社が試算した業務委託の対価の

水準や吸収分割会社の委託先としての業務遂行能力等も考慮すると、本業務委託費の上限は、独立当事者間における取引条件と同等であると整理することができる。また、当該取引のその他の取引条件についても、独立当事者間における取引条件と同等であることを否定するようなものは見受けられない。

- 当社の本業務委託費の負担については、AR バリュイシュア事業において生じる費用負担であることから、AR バリュイシュア事業の事業価値の算定の基礎となる本事業計画においては、上記のとおり本業務委託費の上限を AR バリュイシュア事業の費用として加味することとした。

・ これらの上記取引に関する説明について、特に不合理な点は認められない。
・ 以上のとおり、本吸収分割の対価以外の取引条件についても、特段不合理な点は認められない。

(c) 本吸収分割の手続の公正性

以下より、本吸収分割の手続は公正であると合理的に認められる。

・ 吸収分割会社及びイオンから独立した当社の社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の 2 に規定する独立役員である佐久間達哉、中島好美、山澤光太郎及び長坂隆の 4 名によって構成される取引等審査委員会は、本吸収分割について慎重に協議及び検討を行った。
・ 当社は、当社、吸収分割会社及びイオンから独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券から、随時、本吸収分割の取引条件に係る交渉等に関する助言を受け、また、AR バリュイシュア事業の事業価値分析について説明を受け、検討を行うとともに、本日付で本算定書を取得した。
・ 当社は、当社、吸収分割会社及びイオンから独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本吸収分割において取引等審査委員会を活用する意義、取引等審査委員会の役割等について説明を受け、随時、本吸収分割に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言、本吸収分割に係る取引ストラクチャーに関する助言、吸収分割会社との間の本吸収分割の取引条件等に係る交渉に関する助言を含む助言を受けた。
・ 当社は、イオングループから独立した立場で本吸収分割に係る検討及び判断を行う体制を当社の社内に構築した。具体的には、当社の社内検討体制について、現在においてイオングループの役職員の立場にない者により構成することとし、取引等審査委員会においても、そのことを確認の上、同社内検討体制について承認した。
・ 当社の取締役のうち、イオンの連結子会社の AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited の Non-executive Director を兼任している藤田健二氏、イオンの執行役、イオンの連結子会社のイオンディライトの取締役、イオンの連結子会社の株式会社いなげやの取締役及びイオンの持分法適用関連会社の株式会社ザグザグの取締役を兼任している渡邉廣之氏並びにイオンの執行役を兼任している尾島司氏は、本吸収分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため（但し、藤田健二氏については、AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited の

Non-executive Director を兼任した 2024 年 5 月 27 日以降)、本吸収分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、当社の取締役会における本吸収分割に関する審議及び決議には参加しないものとされている。また、同様の観点から、当社の監査役のうち、イオンの顧問、吸収分割会社の監査役及びイオンの連結子会社のイオンディライトの監査役を兼務している藤本隆史氏は、本吸収分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本吸収分割に関する審議には参加しないものとされている。

・ 取引等審査委員会は、当社執行役員から、当社の本吸収分割に係るプレスリリースのドラフト等の内容について説明を受け、確認を行ったところ、本吸収分割に関しては、適切な情報開示がなされる予定であると認められる。

(d) 当社の少数株主にとって不利益なものでないか

上記(a)から(c)のとおり、本吸収分割は当社の企業価値の向上に資するものであり、本吸収分割の取引条件は妥当であり、かつ、本吸収分割の手続は公正であると合理的に認められる。これらの点を踏まえると、本吸収分割は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

② 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会では、藤田健二氏、渡邉廣之氏及び尾島司氏を除く当社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本吸収分割に関する審議及び決議を行いました。また、上記の取締役会には、藤本隆史氏を除く当社の監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、イオンの連結子会社の AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited の Non-executive Director を兼任している藤田健二氏(但し、藤田健二氏については、AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited の Non-executive Director を兼任した 2024 年 5 月 27 日以降)、イオンの執行役、イオンの連結子会社のイオンディライト株式会社の取締役、イオンの連結子会社の株式会社いなげやの取締役及びイオンの持分法適用関連会社の株式会社ザグザグの取締役を兼任している渡邉廣之氏並びにイオンの執行役を兼任している尾島司氏は、本吸収分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本吸収分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また当社の取締役会における本吸収分割に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、同様の観点から、当社の監査役のうち、イオンの顧問、吸収分割会社の監査役及びイオンの連結子会社のイオンディライト株式会社の監査役を兼務している藤本隆史氏は、本吸収分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また当社の取締役会における本吸収分割に関する審議には参加しておりません。

3. 会社法第 758 条 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(a) 当社は、2024 年 3 月 22 日に、当社の連結子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下「イオンプロダクトファイナンス」といいます。）より配当金 20,000 百万円を受領しました。
(b) 当社は、2024 年 3 月 25 日開催の取締役会において、株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」といいます。）と業務提携に係る基本合意書の締結を決議し、また、当該業務提携の一環として、同日付でオリコに対するイオンプロダクトファイナンス全株式の譲渡（譲渡価額：50 億円）を完了しました。
(c) 当社は、2024 年 10 月 28 日に、イオン銀行との間で、2025 年 2 月 28 日を効力発生日として、イオン銀行がイオン銀行の WAON バリュイシュア事業に関する権利義務を当社に承継させる吸収分割について吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割の対価は、金 3,300 百万円に、当該吸収分割契約に基づき、当該金額の算定の基礎となった承継する資産及び負債の額と当該吸収分割の効力発生日時点における承継する資産及び負債の差額に基づく調整を加えて算出される金額の金銭とされており、また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとされております。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2024 年 2 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 1,229,320 百万円及び約 991,170 百万円です。

当社において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記 5 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記 5 で記載した事項を考慮しても、当社においては、本吸収

分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
　また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
　以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

　吸収分割会社の 2024 年 2 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 979,817 百万円及び約 826,961 百万円です。
　吸収分割会社において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、吸収分割会社においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
　また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
　以上より、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）



吸収分割契約書

イオンリテール株式会社（以下「**甲**」という。）及びイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「**乙**」という。）は、2024年10月28日、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が甲のWAONバリュイシュア事業（以下「**本承継対象事業**」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「**本吸収分割**」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社
（商号）イオンリテール株式会社
（住所）千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）イオンフィナンシャルサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）は、**別紙**に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により承継する権利義務の対価（以下「**本対価**」という。）は、金12,500百万円（以下「**本基準価額**」という。）に、次の各号に定める調整を行った金額とする。
   (1) 本要調整額（次項で定義する。以下同じ。）が正の値の場合、本対価は、本基準価額に本要調整額を加算した額とする。
   (2) 本要調整額が負の値の場合、本対価は、本基準価額に本要調整額の絶対値を減算した額（但し、当該減算して得られた額が負の値の場合には、金零円）とする。
   (3) 本要調整額が零の場合、本対価は、本基準価額と同額とする。
2. 本契約において「**本要調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。
   本要調整額＝（本クロージング日調整対象資産額－本クロージング日調整対象負債

額）－（本基準調整対象資産額－本基準調整対象負債額）

但し、上記算式において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有する。

(1) 「**本クロージング日調整対象資産額**」とは、本クロージング日貸借対照表（本吸収分割の効力発生日時点の本承継対象事業に係る資産負債の明細（但し、当該明細における項目は、(i)「現金及び預金」（但し、**別紙**で定義する本承継調整金がある場合の当該本承継調整金を除く。以下本条において同じ。）、(ii)「未収入金」、(iii)「固定資産」、(iv)「貯蔵品」並びに(v)「未払金」、(vi)「商品券電子マネー」、(vii)「契約負債電子マネー」及び(viii)「契約負債（ポイント）」に限り、各項目の金額は百万円未満を四捨五入するものとし、また、(i)「現金及び預金」としては、80,592 百万円を計上するものとする。）をいう。以下本項において同じ。）に、(i)「現金及び預金」、(ii)「未収入金」、(iii)「固定資産」及び(iv)「貯蔵品」として計上される額の合計額をいう。

(2) 「**本クロージング日調整対象負債額**」とは、本クロージング日貸借対照表に、(v)「未払金」、(vi)「商品券電子マネー」、(vii)「契約負債電子マネー」及び(viii)「契約負債（ポイント）」として計上される額の合計額をいう。

(3) 「**本基準調整対象資産額**」とは、金 163,943 百万円（内訳：(i)「現金及び預金」80,592 百万円、(ii)「未収入金」83,315 百万円、(iii)「固定資産」14 百万円、(iv)「貯蔵品」21 百万円）をいう。

(4) 「**本基準調整対象負債額**」とは、金 163,943 百万円（内訳：(v)「未払金」81,703 百万円、(vi)「商品券電子マネー」139 百万円、(vii)「契約負債電子マネー」80,213 百万円、(viii)「契約負債（ポイント）」1,887 百万円の合計額）をいう。

第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 2 月 28 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の合意に従い、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条（競業避止）

甲は、本承継対象事業について、乙に対して、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。但し、本当事者が別途の合意をした場合はこの限りでない。

第 8 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、本承継対象事業又は本承継対象権

利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかになった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則にのっとり、誠実に協議の上解決する。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、各当事者が、各１通を保管する。

2024年10月28日

甲：千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンリテール株式会社
代表取締役　井出　武美

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、各当事者が、各１通を保管する。

2024年10月28日

乙：東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田　健二

別紙　本承継対象権利義務明細

本承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務（但し、(i)不法行為債務、偶発債務及び簿外債務、並びに(ii)当該甲の権利義務のうち、当該甲の権利義務を本吸収分割により乙に承継するために第三者の承諾を要するものであって、当該承諾が得られていないものを除く。）とする。

1. 資産

甲が有する以下の資産。

(1) 現金及び預金 80,592 百万円

(2) 本要調整額が負の値であって、かつ、本基準価額に本要調整額の絶対値を減算して得られた額が負の値の場合には、当該減算して得られた額の絶対値に相当する額の現金（当該額の現金を本契約において「**本承継調整金**」という。）

(3) 甲が本承継対象事業に関して有する未収入金

(4) 甲が本承継対象事業に関して有する固定資産（甲が本承継対象事業に関して有する WAON ステーション、WAON ステーション neo、WAON チャージャーLite 及び WAON チャージャーmini を含む。）

(5) 甲が本承継対象事業に関して有する貯蔵品（甲が本承継対象事業に関して有する WAON グッズを含む。）

(6) 下記 3.において承継の対象とされる契約に基づく債権

2. 負債及び債務

甲が本承継対象事業に関して負担する以下の負債及び債務。

(1) 未払金

(2) 商品券電子マネー

(3) 契約負債電子マネー

(4) 契約負債（ポイント）

(5) 下記 3.において承継の対象とされる契約に基づく債務（但し、上記(1)の未払金を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

甲が本承継対象事業に関して締結する契約（但し、以下の契約を除く。）及び当該契約に基づく一切の権利義務。

(1) 雇用契約

(2)　甲の本承継対象事業以外の事業のために必要な契約

4.　雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5.　許認可等

乙は、甲から、免許、許可、認可、承認、登録、届出等を一切承継しない。

別紙２（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

事　業　報　告

事 業 年 度　2023年３月　１日から
（第 39 期）　2024年２月 29 日まで

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンリテール株式会社

事　業　報　告

（2023年3月1日～2024年2月29日）

１．事業の経過及びその成果

（１）業績全般の状況

当期は成長軌道へシフトする年として、これまでに築き上げた財務規律と財務基盤を基に、新たな環境変化に対応するため「荒利総額の最大化」と「収益構造改革によるコスト効率化」に取り組み、結果全ての段階損益において前期から増収増益を実現いたしました。荒利総額の最大化については、引き続き食品とＨ＆ＢＣの盤石化による利益増加を進めながら、衣料の抜本的なＭＤ改革に取り組んだほか、ディベロッパー事業の収益改善を図りました。

売上総利益の拡大では、既存店の活性化において食品とＨ＆ＢＣの売場拡大を進め、差別化となる成長カテゴリーの導入・拡大に取り組みました。また、インフレ下の二極化に対応し価格戦略と付加価値戦略の両軸で対応することで荒利率の改善が進んでおります。特に衣料では、抜本的なＭＤ改革に向けカテゴリー戦略の再設計、ＭＤサイクル正常化や商品価値を伝えるＶＭＤ改革に取り組み、新たな売場モデルの構築を行っております。６つの領域で専門店化した新しい売場モデルでは、坪売が５千円増加し、荒利率も改善がみられ、当期にモデル店舗を３店舗まで拡大いたしました。

ディベロッパー事業の収益改善については、ショッピングセンターの価値向上に向けて環境投資を積極的に行ったほか、外出機会が拡大する需要を捉え、集客に繋がるショッピングセンター全体のイベント開催を強化したり、お客さまに楽しんでいただけるよう子供が遊べる広場の設置拡大を行うなど、客数向上と付帯収入拡大に取り組み、同友店家賃収入の改善を図りました。

収益構造改革については、仕入・在庫適正化や食品売価変更の削減を引き続き実行し、在庫回転日数、売価変更率の改善を図ったほか、店舗維持費の削減とデジタルによる生産性向上に取り組みました。店舗維持費では、電気代単価の抑制や店舗設備の省エネ化を進めることで収益改善に取り組みました。生産性向上では食品のスマートレジ化を進めたほか、ＡＩカカクなどシステム導入部門の拡大に取り組みました。また、バックオフィス業務についても固定業務の圧縮を推進し、創出した労働時間を付加価値の高い業務に割り振ることで更なる効率化を進めております。

デジタルの売上拡大についても、ネットスーパーの基盤強化とイオンスタイルオンラインの拡大に取り組みました。ネットスーパーは非食品も含めた総合の品揃えや地域ごとの生鮮強化などエリア戦略と差別化戦略を実行、ピックアップ拠点の拡大など利便性の向上を図り、環境変化に対応して成長を続け規模を拡大することが出来ました。イオンスタイルオンラインについては、商品の品揃え拡充やＵＩ・ＵＸの改善を行い、売上拡大に向けた改革を推進しております。

子会社については、各事業の収益構造改革を引き続き推進してまいりました。イオ

ンリテールストア㈱は食品の伸長により利益改善したほか、イオン琉球㈱は地域に密着した小売業としてビジネスを見直し、国内外の観光客を取り込むことで増益となるなど業績は回復しております。また、成長戦略に基づき、グループの組織再編についても進めてまいりました。当社子会社である清水商事㈱を2023年３月１日より吸収合併したほか、住居余暇領域の業容拡大に向け、アクティア㈱を2023年９月１日より子会社化しました。

当期の営業収益は１兆8,419億円（前期比105.2%）、営業総利益は6,381億円（同105.6%）、営業利益は82億円（前期より25億円の増益）、経常利益は23億円（同48億円の増益）、当期純損失は90億円（同４億円の増益）、フリーキャッシュフローは▲214億円（同365億円の減）となりました。

（２）収益構造の主な状況

（売上総利益）

売上総利益は4,760億円（前期比106.2%）となりました。

荒利総額の最大化に向け「成長カテゴリーの拡大」「荒利率の改善」に取り組んだほか、売場モデルの構築とＥＣの拡大を戦略的に実行しました。

成長カテゴリーの拡大については、特に食品とＨ＆ＢＣの成長分野における商品拡充と売場拡大を実行しました。既存店の活性化に合わせて売場拡大を推進し、食品では継続的に取り組んでいる生鮮やフローズンなどの成長領域の売場を拡大しました。差別化につながるデリカでは、商品価値を高めるリニューアルやカテゴリー開発を積極的に取り組みました。Ｈ＆ＢＣでは、ペットケア、シニアケアなどの新しい分野で売場の開発を推進しました。さらに、調剤ではオンライン調剤への参入などの新たな取り組みも進め、荒利総額の拡大につなげました。

荒利率の改善については、インフレ下の二極化に対応し価格と価値を両軸で訴求したほか成長領域の拡大による差別化戦略を行いました。なかでもトップバリュ商品の販売強化を実行しお客さまの生活防衛意識に対応した価格訴求型の商品と、メディア露出商品やM-Ｚ世代をターゲットにした商品価値が伝わる新しい切り口の商品の両軸で品揃えを拡充し売場展開を図りました。

売場モデルの構築では、各ラインの新しいモデル売場の構築に注力しました。特に、衣料では６つの領域で専門店化を進めた売場モデルで、重点領域のデイリーカジュアルを拡大しました。また、トレンドを素早く商品化し売場展開に繋げたことで建値消化率も向上し荒利率の改善に寄与しております。キッズリパブリックでは年代別に塊で展開して見せる売場に変更、ＶＭＤを強化し接客販売中心の働き方にすることで売場効率の改善につながっております。住居余暇では、ホームコーディの商品改革と４つの領域で分類した専門店化に取り組み、実験検証を推進しております。

ＥＣにおいては、ネットスーパーで生鮮とデリカの品揃えを拡充したほか、成長領域である冷凍食品の拡大を図りました。ピックアップ拠点を拡大してお客さまの利便性を高めるとともに、予約やケース販売などを行い客単価の向上を実現しました。イオンスタイルオンラインでは、流入数拡大に向けて年４回の大型セールスを店舗と合同で実施し、認知度向上を図りました。また、家電やベビーなどの重点領域を設定し掲載商品数や商品情報を拡充することで客数の拡大に継続的に取り組んでおります。

（同友店家賃収入）

同友店家賃収入は1,057億円（前期比102.5%）となりました。

ショッピングセンターの収益改善に向け、館の価値向上と客数の拡大に取り組みました。館の価値向上に向けて外壁などの大型修繕やフードコート、子供の遊び場などの環境投資を積極的に実施しました。また、売上・利益構成比の高い19モールを中心に来店動機となるショッピングセンター全体のイベント実施や直営売場とセールス連動するなど販売促進を強化し、客数向上と付帯収入拡大を図りました。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費は6,298億円（前期比105.2%）となりました。

安定した利益を創出できる耐性ある財務基盤の構築に向けて、引き続き収益構造改革と生産性向上に取り組みました。商品原価、エネルギーコスト、人件費の３大コストに対応するため、店舗維持費の削減や冷蔵ケースの入替、照明のＬＥＤ化を推進することで電気使用量の削減を図りました。更に、既存店活性化や修繕費用を精査し適正化したことで経費の圧縮を進めました。

生産性向上では、ＤＸによる更なる改善に取り組みました。レジ改革においては、食品はセルフレジやレジゴーを導入して創出した人時をデリカの製造や対面鮮魚など付加価値を提供する領域や、ネットスーパーへ再配分し効率化を進めました。また、衣料、キッズ、住居余暇など非食品にもセルフレジを実験導入し、人時を接客へ配分するなど効率改善を進めております。また、バックオフィス業務についてもＤＸ化を進め、ＡＩワークやＭａＩボードなどの新たなシステムを導入することでペーパーレスや固定業務の削減を図りました。

（新店・活性化）

環境変化に対応した売場・商品・サービスを提案し、より多くのお客さまにご来店いただける店舗としてイオンスタイル化を推進しています。

当期は「イオンスタイル修学院小町」（京都府／３月２日開店）、「イオンスタイル

新豊川」（愛知県／４月４日開店）、「イオンスタイル御経塚」（石川県／６月30日開店）、「イオンスタイル赤羽」（東京都／７月28日開店）、「イオンスタイル武蔵狭山」（埼玉県／９月26日開店）、「イオンスタイル東岸和田」（大阪府／９月26日開店）、「イオンスタイル浜松西伊場」（静岡県／10月28日開店）の７店舗を開店しました。

既存店の改装については、商圏のお客さまニーズの変化に合わせた品揃えの実現や、売場の改善に注力し、１店舗当たり投資３千万円以上の改装を当期は42店舗で実施しました。12月にオープンした「イオンモール各務原インター」（岐阜県）は、立体駐車場の新設やフードコートの拡大、子供の遊び場を改修したほか、直営では新たに衣料のモデル売場を導入するなど全館で活性化を行い、お客さまニーズに合致した売場・品揃えにより、買い回りしやすい環境を整えました。

（３） 環境保全・社会貢献活動

当社は「環境先進企業」として業界やグループを牽引する水準で取り組みを進めてまいります。当期より、戦略的な環境への取り組みに向けてプロジェクトチームを組成し、環境ステイトメント「いつものおかいもので、やさしいみらいへ」を制定しました。2023年11月よりホームページを新設し、お客さまへ環境に関する情報発信、コミュニケーションを進めております。また、グループ共通の取り組みだけでなく小売業としての具体的・実践的な課題、目標設定ができるよう、店舗が実施する環境活動の具体的施策をスコア化して「見える化」を行い、全店で取り組みを推進しております。

環境面の主な取り組みとして10月より全店で衣料・住居余暇売場のプラスチック製レジ袋を終了し、環境に配慮した紙素材の袋販売に切り替えしているほか、店舗で使用する冷蔵ケースを省エネタイプに転換し、電力についても再生可能エネルギーの利用に変更するなど、脱炭素社会および資源循環型社会の実現に向けた取り組みを推進しております。

32年目となったイオンの森づくりではグループ各社従業員にも参加対象を拡大したほか、イオンスタイル浜松西伊場では同友店の方々にも植樹リーダーとして参加頂き、環境に関する取り組みをお客さまへ紹介することをはじめ、積極的に情報発信を行っております。

社会貢献活動としては、店舗を拠点に、地域に根ざした学習や体験プログラムを行うイオンチアーズクラブに取り組んでいます。当期は首里城復興支援ポスターコンクールの参加者が400名を超える規模に拡大しました。期間中には各店で作品展示を行い、募金と活動内容をお客さまへ発信しました。イオンチアーズクラブの活動を通して、地域に根差した環境学習から子供たちが地元の自然や環境などに興味や関心を持ち考える力を育めるよう、より一層の地域社会への貢献を目指し取り組んでまいります。

当社は、これからも店舗を拠点に、環境保全や社会貢献の取り組みを推進し、地域のお客さまとともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

２．対処すべき課題

（１）経営環境の変化に対する対応

成長戦略を推進するため、財務規律を堅持しながらキャッシュフローバランスを変化させて、環境変化に対応した成長基盤の確立を進めてまいります。まず、既存店の再生に注力し、食品とＨ＆ＢＣの活性化とオペレーションに関わるＤＸを推進いたします。早期にキャッシュフローを生み出し収益改善を実現させるほか、衣料・住居余暇改革やＥＣなど次の成長領域については、事業モデルの確立を推進してまいります。

コストの最適化に向けては、店舗維持費の継続した削減に加え、冷蔵ケースの省エネタイプへの入替、照明のＬＥＤ化などの省エネ投資を更に進めます。また、生産性向上に向けてＡＩを駆使したＤＸを加速させることに加え、後方業務に携わる人時の適正配置モデルを見直し、販売拡大につながるお客さまとの直接対話の機会を拡大するなど、更なる効率改善とお客さま満足を実現してまいります。

（２）成長戦略の実現

今後の成長を支える「衣料・住居余暇改革による荒利総額の拡大」と「成長フォーマットの確立と新規顧客の獲得に向けた新規事業拡大」、「ＯＭＯ戦略の推進」に取り組みます。

①衣料・住居余暇改革による荒利総額の拡大

衣料では、６つの領域で専門店化を行う新しい売場モデルを活性化店舗に水平展開し、カジュアル衣料と外出機会拡大で需要が増えるオケージョンの強化に取り組んでまいります。カジュアル衣料を担う専門店として、子会社のトップバリュコレクション㈱と協業し売場のモデル化を推進するほか、強い商品の開発に向けて継続してＳＰＡを推進してまいります。キッズリパブリックについても新しい売場モデルの実験と検証を行い、将来顧客である子育て世代のお客さまにご来店頂ける専門店モデルとしてブラッシュアップを図ってまいります。

住居余暇では、暮らし・住まい・スマートライフ・ステーショナリーの４つの専門領域について商品・売場の改革を更に進め、新しいライフスタイルの提案を図ります。また、ホームコーディ商品を中心としたプライベートブランド主体の専門店や子会社のアクティア㈱と協業した「暮らしの総合サービス」売場などの新たな実験を進めております。新しいビジネスモデルの創出に向けた責任者を任命し、モデルの早期実現に向けて改革を推進いたします。

②成長フォーマットの確立と新規顧客の獲得に向けた新規事業拡大

新フォーマットによる出店においては、3,000坪以上の体験型ライフスタイルＧＭＳと1,000坪～3,000坪でＳＭと非食品を組み合わせたコンビネーション型の２つのフォ

ーマットで新しい総合を実現し成長戦略を推進いたします。加えて、エリア戦略上重要な地域では特性に合わせた小型ＳＭを展開するほか、「そよら」で都市型ＳＣなどの出店モデルの確立を進めます。また、新規事業についてはレンタル事業のＬＵＬＵＴＩ、フローズン事業の@フローズン、ヘルス＆ウェルネス事業の３ＦＩＴの出店を拡大し、今後の成長に繋げる事業の拡大を図ってまいります。

③ＯＭＯ戦略の推進

「総合のＥＣ」に向けてシームレスな買い物体験とストレスのない多様なサービスの実現を推進いたします。ネットスーパーでは、更なる収益拡大とお客さまの利便性向上に向けピックアップ拠点と配送便の拡大を図るほか、非食品への品揃え拡大やアプリのシステム改修など、お客さまのＵＩ・ＵＸの向上にも取り組み、更なる会員拡大を図ります。

イオンショップとイオンスタイルオンラインは、統合して新たなオンラインショップとして品揃え拡大とお客さまの利便性を向上させるほか、店頭在庫を活用して店舗とＥＣの相互送客に繋げトップラインの拡大に繋げます。

３．企業集団及び当社の概況（2024年２月29日現在）

（１）主要な事業内容・営業所

① 当社の主な事業内容

総合小売業

② 当社の本社

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

③ 業態別店舗数

業態	当期末	前期末	増　減	備　考
ＧＭＳ	306	306	0	開店４店舗、閉店４店舗
ＳＭ	51	36	15	開店３店舗、閉店２店舗、承継14店舗
その他	10	11	▲１	閉店１店舗
総合計	367	353	14	

（２）資本金

１億円

（３）資金調達及び設備投資の状況

当期の設備投資は支払ベースで、新店の投資が110億円、改装・修繕・ＩＴ・不動産取得等の既存店投資が373億円で計483億円となりました。資金調達については、イオン株式会社等から短期借入金の調達を行ないました。

（４）営業成績及び財産の状況の推移

区　分	第36期	第37期	第38期	第39期
営業収益（百万円）	1,967,224	1,817,395	1,751,582	1,841,912
経常利益（百万円）	▲29,300	▲15,502	▲2,568	2,305
当期純利益（百万円）	▲51,186	▲20,661	▲9,495	▲9,032
１株当たり当期純利益（円）	▲477,917.23	▲192,912.42	▲88,656.58	▲84,338.85
総資産（百万円）	993,153	926,633	973,672	979,817
純資産（百万円）	191,197	165,789	161,448	152,856
１株当たり純資産（円）	1,785,178.18	1,547,947.14	1,507,411.26	1,427,189.86

（５）企業結合等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社イオン株式会社は、当社の株式107,103株（出資比率100.0％）を保有しております。当社は同社から役員を含む人材派遣のほか、小売業全般に関わる支援を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ｉ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社であるイオン株式会社より資金の借入等を行なっておりますが、当該取引をするにあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案し、第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ⅱ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会において経営に対する適切な意見を得たうえで、当該取引実施の可否を決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株数	持株比率	事業内容
イオンバイク株式会社	50百万円	165,000株	100.0%	自転車修理・販売業
イオンスーパーセンター株式会社	100百万円	7,000株	100.0%	総合小売業
イオンリカー株式会社	10百万円	2,000株	100.0%	リカーの商品供給事業
株式会社ボンベルタ	495百万円	9,900株	100.0%	総合小売業
イオンリテールストア株式会社	100百万円	783,476株	100.0%	総合小売業
トップバリュコレクション株式会社	350百万円	79,900株	100.0%	衣料品の製造・加工・販売
イオン琉球株式会社	360百万円	550,500株	98.3%	総合小売業
オリジン東秀株式会社	100百万円	16,967千株	99.1%	弁当、惣菜販売及び飲食業
清水配送株式会社	10百万円	20,000株	100.0%	物流・配送業
株式会社エムエス青果センター	16百万円	128株	40.0%	集荷・仕分業
アクティア株式会社	100百万円	2,000株	100.0%	家事支援業

④ 組織再編について

当社は、2023年５月18日開催の取締役会決議に基づき、イオンディライト株式会社が保有するアクティア株式会社の全株式を取得し、2023年９月１日に当社の完全子会社といたしました。また、2023年８月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年９月１日に株式会社ボンベルタと合併契約書の締結をいたしました。さらに、2023年11月22日開催の取締役会決議に基づき、衣料品小売事業のうちレディスカジュアル部門及びメンズカジュアル部門に属する事業をトップバリュコレクション株式会社へ承継させる吸収分割契約書の締結を2023年12月１日にいたしました。

（６）使用人の状況

区　分	当期末使用人数（正社員）	当期末使用人数（正社員以外）	当期末使用人数計	当期末使用人数のうち出向者数
合　計	22,355人	92,259人	114,614人	4,081人
男　性	12,988人	16,470人	29,458人	2,455人
女　性	9,367人	75,789人	85,156人	1,626人

（７）主要な借入先

借　入　先	借　入　額
イオン株式会社	143,550百万円
株式会社イオン銀行	26,000百万円

（８）会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　400,000株
② 発行済株式総数　107,103株
③ 株主数　1名

株　主　名	持　株　数
イオン株式会社	107,103株

（９）会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役	井出　武美	
取締役	浜口　好博	
取締役	西垣　幸則	
取締役	岡崎　龍馬	
取締役	速水　英樹	
取締役	岡田　元也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長
取締役	吉田　昭夫	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長
監査役	福西　稔雄	
監査役	新田　悟	イオン北海道株式会社監査役
監査役	江川　敬明	イオン株式会社執行役
監査役	藤本　隆史	イオン株式会社顧問

（注１）　当期事業年度中の取締役の異動は次の通りであります。

- 2023年３月　１日　後藤俊哉氏は取締役を退任いたしました。
- 2023年５月 18日　河邉有二氏は監査役を退任いたしました。
- 2023年５月 18日　藤本隆史氏は監査役に就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	6名	104百万円
監査役	3名	17百万円
合　計	9名	121百万円

（注1）　株主総会の決議（2015年5月13日）による限度額は取締役は年額550百万円、監査役は年額60百万円であります。

（注2）　支給額には、業績報酬35百万円を含んでおりません。

③ 社外役員に関する事項

ⅰ 取締役

社外取締役はおりません。

ⅱ 監査役

社外監査役はおりません。

（１０）会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

ⅰ　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	96百万円
ⅱ　当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	―百万円

（注1）　監査役は、監査役協議会において会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

（注2）　当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が６百万円あります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役協議会における協議を経て監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役協議会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等において問題があると評価し、会計監査人の職務遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役協議会での協議を経て、監査役の過半数の同意をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

４．会社の方針及び体制

【業務の適正を確保するための体制】

2023年５月18日開催の取締役会において当社の「内部統制システム構築に関する基本方針」を次のとおり改訂いたしました。

内部統制システム構築に関する基本方針

当社事業の健全かつ継続的な発展を目的として、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ業務の適正を確保するために必要な体制を下記の通り整備する。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制の基本方針）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすために、「イオングループ未来ビジョン」を定め、取締役及び使用人の全員に周知徹底する。

② 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定をするとともに定期的に状況報告を受ける。

③ 当社はイオンの内部通報制度（コンプライアンスホットライン）に参加し、違反行為を早期に発見して是正する仕組みを運用する。

④ 取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・整備・配布等を行うことにより、コンプライアンスに関する知識を高めるとともに、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

⑥ 当社は、人事総務を管掌する役員を委員長とする「リスク・マネジメント委員会」を設置する。また、その下部組織として本部組織下に分科会を設置し、リスク・マネジメント委員会の指示に基づき、コンプライアンスに関する個別テーマの検討・審議を行ない、その結果をリスク・マネジメント委員会へ報告・提案する。

（２）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（情報の保存、管理体制の基本方針）

① 取締役会・執行役員会その他重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報及びリスク・コンプライアンスに係る情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

② お客さま情報を含む個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報保護については、個人情報コンプライアンスマニュアルを定め、取締役及び使用人の全員に周知徹底する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（リスクマネジメント体制の基本方針）

① 取締役会は、以下の経営リスクに対して事業の継続を確保するための体制を整備する。

・地震、火災、洪水、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
・取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障が生じるリスク
・基幹ＩＴシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
・その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

② 人事総務を管掌する役員をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、「リスクマネジメント規程」を制定し運営管理する。

③ 取締役及び執行役員は、自己の担当領域に係るリスクについて、ガイドラインやマニュアルを作成し、研修等の実施により取締役及び使用人の全員に周知徹底する。

④ 人事総務を管掌する役員は、各部門担当取締役と連携し、リスク管理の状況を取締役会または執行役員会において定期的に報告する。

⑤ 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑥ 当社は、リスク・マネジメント委員会の下部組織として本部組織下に分科会を設置し、リスク・マネジメント委員会の指示に基づき、総合リスク管理に関する個別テーマの検討・審議を行い、その結果をリスク・マネジメント委員会へ報告・提案する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（権限の明確化とチェック体制の基本方針）

① 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにする。
② 職務分掌、職務権限を定めた規程を整備するとともに、重要な職務執行を行う場合の決裁手続を定め、権限を有する者の決裁を得て実施する体制を整備する。
③ 取締役会を原則月１回開催するほか、執行役員会を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委嘱された範囲での機能的な業務意思決定を行う。

（５）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（グループ経営における業務の適正確保の基本方針）

① 当社は、子会社管理規程を定め、管理体制の確立と運用の適正化に努める。
② 当社は、親会社の管理担当役員等と定期的に情報交換を行うとともに、関係部門が定期的に担当者会議に参画し、コンプライアンス上の課題及び経営の妥当性・効率性に関する課題の解決を図る。
③ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
④ 当社は、不測事態や危機発生時に当社グループの事業の存続を図るため、「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、当社及び当社子会社の役職員に周知させる。
⑤ 親会社、子会社及び関係会社との間の利益相反取引については、市場価格での取引を基本とし、当社利益を損ねない方策を講じる。
⑥ 当社の役員・従業員を子会社の役員として派遣し、グループ視点からの経営指導及び助言を行う。
⑦ 子会社の経営管理統括部署を関連企業部とし、経営数値、職務分掌、その他経営全般のモニタリングを行う。
⑧ 当社は、３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その具体化のため、各事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び資源配分等を定める。
⑨ 当社は、子会社の経営の自主性を尊重し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の取締役会又は執行役員会において報告を受け、重要案件については協議を行う。
⑩ 経営監査室は、当社の子会社に対する業務監査を実施し、定期的に取締役会及び執行役員会で監査結果を報告する。
⑪ 子会社の取締役が法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「イオングループ未来ビジョン」を取締役の全員に周知徹底させ、定期的にコンプライアンス教育を実施する。

（６）監査役補助者の独立性確保等、監査役監査の実効性を確保するための体制

（監査役ないし監査業務の独立性確保など、監査の実効性確保の基本方針）

① 監査役は、経営監査室長と調整の上、経営監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。また、当該職員の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

② 監査役は取締役会、執行役員会、その他重要会議に出席するほか、各種文書を閲覧し、業務内容を定期的に確認する等、経営上の重要情報について適時情報を入手できるものとする。

③ 監査役は経営監査室と必要情報を共有し、会計監査人及び社内の組織を通じて、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を受ける体制を構築する。

④ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

⑤ 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査が適確かつ効率的に実施される環境を整備するよう努める。

⑥ 代表取締役との定期的な意見交換を開催し、また経営監査室をはじめ監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑦ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する役員及び使用人は、当社の子会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

⑧ 内部通報者及び監査役へ報告を行った者に対し、報告内容が事実と異なることが証明されない限り、当該報告を行ったことを理由とする不利な取り扱いは禁止する。

⑨ 監査役の監査費用の支弁のために一定額の予算を確保するとともに、臨時に監査役が必要として会社の負担を求めた監査費用についても、業務を執行する役員は、これが監査と無関係であることを証明できない限り、これを支弁するものとする。

以上

【内部統制システムの運用状況の概要】

① 取締役及び使用人のコンプライアンス体制の確保に向けて制定した「イオングループ未来ビジョン」の周知徹底を図り、イオンの内部通報制度「コンプライアンスホットライン」を通じて違反行為を早期に発見して是正する仕組みを運用しております。さらに年１回、全取締役及び使用人に対してコンプライアンス研修を実施しております。

② 2023年度より、「リスク・マネジメント委員会」と下部組織の分科会で審議する体制を整備し、運用しております。今期は11分科会（人事総務、商品（衣料・食品・住居余暇・Ｈ＆ＢＣ）、オペレーション改革、営業企画、経営管理、ディベロッパー、ネットスーパー、イオンスタイルオンライン）で毎月度審議・検討したほかリスク・マネジメント委員会を四半期に１度開催し、リスクの未然防止及び過去に発生した事案の再発防止の取り組み事項を審議いたしました。

③ 当社の子会社経営管理の機能強化を図るため、子会社管理規程に定める承認プロセスに従い、子会社別に方針・重要事項の審議を行なうなど、企業集団としての内部統制を進めグループ全体の企業価値向上を図っております。また、経営管理担当・関連企業管理統括が子会社の取締役会に陪席することにより、経営課題についての進捗管理を行なっております。

④ 重要なコンプライアンス上の課題については取締役会で報告しております。
ⅰ)2023 年３月 23 日の取締役会で免税手続不備による重加算税賦課について報告。
ⅱ)2023 年５月 18 日の取締役会でイオン厚木店従業員による商品不正持ち出しについて報告。ⅲ)2023 年６月 27 日の取締役会でガーデニング・グリナリー商品部員による取引先への現金要求について報告。ⅳ)2023 年８月 30 日の取締役会で「ビッグモーター　イオンモールかほく店」店舗前の植栽帯について、並びにイオンスタイルオンラインで不正カード利用によるチャージバックの発生について報告。ⅴ)2023 年 11 月 22 日の取締役会で国税局による印紙税調査について報告。ⅵ)2024 年１月 24 日の取締役会で業務請負契約書の不備について報告。

（注１）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
（注２）売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

計　算　書　類

事 業 年 度　2023 年３月 １日から
（第 39 期）　2024 年２月 29 日まで

1. 貸　借　対　照　表
2. 損　益　計　算　書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個　別　注　記　表

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオンリテール株式会社

1. 貸 借 対 照 表

（2024年2月29日現在）

（単位：百万円未満切捨）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**297,693**	**流動負債**	**736,141**
現金及び預金	24,255	支払手形	2,737
受取手形	4	電子記録債務	42,905
売掛金	10,091	買掛金	122,343
商品	122,849	短期借入金	220,000
貯蔵品	581	リース債務	91
前払費用	6,054	未払金	105,876
未収入金	121,647	未払費用	22,958
一年以内回収予定の差入保証金	1,426	未払法人税等	745
その他	10,886	未払消費税等	8,324
貸倒引当金	△103	契約負債	113,782
固定資産	**682,124**	前受金	672
（有形固定資産）	**(462,196)**	預り金	52,999
建物	209,463	賞与引当金	9,693
構築物	7,639	閉店損失引当金	1,339
車両運搬具	21	設備支払手形	10,919
器具備品	32,026	その他	20,750
土地	210,820	**固定負債**	**90,820**
リース資産	631	リース債務	586
建設仮勘定	1,593	繰延税金負債	7,832
（無形固定資産）	**(5,328)**	投資等損失引当金	6,346
ソフトウエア	5,167	閉店損失引当金	1,046
その他	160	資産除去債務	14,950
（投資その他の資産）	**(214,599)**	預り保証金	55,882
投資有価証券	2,943	その他	4,176
関係会社株式	104,790	**負債合計**	**826,961**
長期前払費用	11,144	**（純資産の部）**	
長期未収入金	81,826	**株主資本**	**152,183**
差入保証金	90,862	**資本金**	**(100)**
その他	28,349	**資本剰余金**	**(232,351)**
投資等損失引当金	△50,399	資本準備金	34,092
貸倒引当金	△54,917	その他資本剰余金	198,259
		利益剰余金	**(△80,267)**
		その他利益剰余金	△80,267
		固定資産圧縮積立金	10
		特別償却積立金	2
		繰越利益剰余金	△80,279
		評価・換算差額等	**672**
		その他有価証券評価差額金	**(669)**
		繰延ヘッジ損益	**(2)**
		純資産合計	**152,856**
資産合計	**979,817**	**負債純資産合計**	**979,817**

2. 損 益 計 算 書

〔 2023年3月 1日から
2024年2月29日まで 〕

（単位：百万円未満切捨）

科目	金額	
売上高		**1,679,814**
売上原価		**1,203,744**
売上総利益		**476,070**
その他の営業収入		**162,098**
営業総利益		**638,168**
販売費及び一般管理費		629,884
営業利益		**8,283**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,407	
開発負担金受入益	1,127	
差入保証金回収益	855	
その他	2,048	6,438
営業外費用		
支払利息	3,259	
貸倒引当金繰入額	6,973	
その他	2,183	12,416
経常利益		**2,305**
特別利益		
固定資産売却益	2,359	
その他	0	2,359
特別損失		
減損損失	10,525	
閉店損失引当金繰入額	1,624	
その他	589	12,739
税引前当期純損失		**8,074**
法人税、住民税及び事業税	834	
法人税等調整額	124	958
当期純損失		**9,032**

3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 2023年3月 1日から
2024年2月29日まで 〕

（単位：百万円未満切捨）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金（注１）	利益剰余金合計					
2023 年3月1日残高	100	34,092	198,259	232,351	△71,234	△71,234	161,216	231	△0	231	161,448
事業年度中の変動額											
当期純損失（△）					△9,032	△9,032	△9,032				△9,032
固定資産圧縮積立金の取崩額					－	－	－				－
特別償却積立金の取崩額					－	－	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								437	3	440	440
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△9,032	△9,032	△9,032	437	3	440	△8,591
2024 年2月 29 日残高	100	34,092	198,259	232,351	△80,267	△80,267	152,183	669	2	672	152,856

（注１）その他利益剰余金の内訳　　（単位：百万円未満切捨）

項　目	固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	繰越利益剰余金	合　計
2023 年3月1日残高	19	7	△71,261	△71,234
事業年度中の変動額				
当期純損失（△）			△9,032	△9,032
固定資産圧縮積立金の取崩額	△9		9	－
特別償却積立金の取崩額		△5	5	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△9	△5	△9,018	△9,032
2024 年2月 29 日残高	10	2	△80,279	△80,267

4. 個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品	「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯 蔵 品	最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)　経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物	
(営業店舗)	20 ～ 39 年
(事 務 所)	38 ～ 50 年
(建物附属設備)	3 ～ 18 年
構 築 物	3 ～ 30 年
車 両 運 搬 具	4 ～ 6 年
器 具 備 品	2 ～ 20 年

②無形固定資産　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

③リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用　定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金　売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員及びパートタイマーに支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

③退職給付引当金(前払年金費用)　従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託の年金資産を含む)の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務額に数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用(28,343 百万円)として、固定資産の投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④投資等損失引当金　関係会社に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、株式の実質価額の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込み額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

⑤閉店損失引当金　店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は主に店舗において食品や日用品などの商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。これらの商品の販売は、顧客に商品を引渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、消化仕入等当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、他社が運営するポイント制度に基づく顧客への商品販売に伴い付与するポイントについては、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。当社が運営するポイント制度に基づく顧客への商品販売に伴い付与するポイント及び自社商品券等は、重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益の計上を繰り延べております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ⅰヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

ⅱヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

ⅲヘッジ方針　為替予約は為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役員の承認を得て行っております。

ⅳヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

2. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1）固定資産の減損

①当事業年度に係る計算書類に計上した金額

	当事業年度(百万円)
有形固定資産	462,196
無形固定資産	5,328
長期前払費用	11,144

なお、損益計算書に計上した減損損失の詳細につきましては、「5. 損益計算書に関する注記」の「(3)減損損失」に記載のとおりであります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、店舗を基礎として資産をグルーピングしており、固定資産の減損損失の認識及び使用価値の算定においては、経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎として将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該見積りは、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。

当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の売上高の成長予測、荒利率及び人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動等を考慮しております。

これらの主要な見積り及び仮定は、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保にかかる債務

①宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

(単位:百万円)

担保に供している資産		
内　容	期末帳簿価額	担保権の種類
投資有価証券	14	根質権

②親会社であるイオン㈱の金融機関借入 700 百万円に対して、担保権を設定している資産

(単位:百万円)

担保に供している資産		
内　容	期末帳簿価額	担保権の種類
建　物	1,503	根抵当権
土　地	6,501	
計	8,005	

(2)有形固定資産の減価償却累計額　　573,730 百万円

(3)保証債務

子会社であるイオンリテールストア㈱が締結している一部店舗の建物転貸借契約に対して、連帯保証を行っております。

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,103 百万円
長期金銭債権	82,119 百万円
短期金銭債務	164,256 百万円
長期金銭債務	2,226 百万円

(5)前受金

当社は、ペイオフリスクを回避するため、特定店舗における売上現金を金融機関に預け入れることにより発生する寄託金元本返還請求権を譲渡しており、このうち期末日後に発生する寄託金元本返還請求権にかかる譲渡代金 672 百万円を前受金に計上しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	90,729 百万円
営業取引以外の取引高	4,604 百万円

(2)顧客との契約から生じる収益の額

売上高	1,679,814 百万円
その他の営業収入	56,380 百万円

(3)減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産グループの概要

用 途	種 類	場 所	件 数	金額(百万円)
店舗	建物等	北日本	4	48
		関 東	36	1,844
		中 部	69	6,021
		西日本	44	2,610
合 計			153	10,525

②減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失の金額

種 類	金額(百万円)
建物	5,485
構築物	170
器具備品	3,120
土地	766
リース資産	472
ソフトウェア	26
その他無形固定資産	1
長期前払費用	480
合計	10,525

④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングしております。

⑤回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを 4.0%で割り引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	107,103	―	―	107,103

(2)剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有形固定資産	40,394 百万円
繰越欠損金	21,775 百万円
投資等損失引当金	19,520 百万円
貸倒引当金	18,927 百万円
関係会社株式	11,071 百万円
財産評定損	8,168 百万円
資産除去債務	5,142 百万円
賞与引当金	3,345 百万円
未払金	3,282 百万円
契約負債	1,203 百万円
棚卸資産	471 百万円
その他	3,528 百万円
繰延税金資産小計	136,831 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,775 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (※)	△105,448 百万円
評価性引当額小計	△127,224 百万円
繰延税金資産合計	9,607 百万円
繰延税金負債	
関係会社株式売却益	△15,110 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,204 百万円
前払年金費用	△520 百万円
その他	△604 百万円
繰延税金負債合計	△17,440 百万円
繰延税金負債の純額	△7,832 百万円

(※) 評価性引当額の主な増加要因は、貸倒引当金が増加したことによるものです。

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	△34.4%
(調整)	
住民税均等割	10.9%
評価性引当額等の増減	46.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%
合併による影響	△9.6%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.9%

(3)決算日後における法人税等の税率の変更

「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第四号)」が2024年3月28日に国会で成立したことに伴い、2026 年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税における外形標準課税の適用要件が拡大されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は 34.4%から 30.5%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債の金額が1,850 百万円、法人税等調整額(借方)が1,850 百万円それぞれ減少します。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

【借手側】

リース取引開始日が、2009 年2月 20 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しており、その内容は次のとおりであります。

①取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	7,185	3,258	3,927	－
合計	7,185	3,258	3,927	－

②未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料相当額	
1年内	401 百万円
1年超	1,307 百万円
合　計	1,708 百万円
リース資産減損勘定期末残高	1,331 百万円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	432 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	336 百万円
減価償却費相当額	－ 百万円
支払利息相当額	38 百万円
減損損失	472 百万円

④減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2)オペレーティング・リース取引

【借手側】

未経過リース料

1年内	47,566 百万円
1年超	268,017 百万円
合 計	315,583 百万円

【貸手側】

未経過リース料

1年内	3,754 百万円
1年超	15,201 百万円
合 計	18,955 百万円

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア(GMS)を核とした総合小売事業を主力事業とし、そのほか、専門店事業、ディベロッパー事業を行っております。これらの事業を行うため、資金調達については、主として親会社であるイオン㈱からの借入及び銀行借入による間接金融のほか、債権流動化による直接金融によっております。

デリバティブ取引は、主に為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、国債及び業務上の関係を有する企業の株式であります。国債は市場価格の変動リスク及び信用リスクは僅少と認識しております。業務上の関係を有する企業の株式は上場株式等であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、子会社株式及び関連会社株式であります。子会社株式及び関連会社株式は非上場株式であり、信用リスクに晒されております。なお、関係会社株式については取得時に事業運営上の必要性を明確にするとともに、定期的に保有目的の見直しを行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。なお、外貨建の営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、イオングループのCMS(キャッシュマネジメントシステム)を活用した機動的な資金調達を行うことにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建債務の為替変動リスクを回避するための先物為替予約取引を行っております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスクの管理

受取手形及び売掛金等の営業債権については、営業各部門及び財務経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式のうち、市場価格のある債券及び株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。市場価格のない株式については、四半期ごとに発行体(取引先企業)の財務状況等をモニタリングしております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握することでこれを管理していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

ⅱ 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、市場動向、時価及び発行体(取引先企業)の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役員の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

ⅲ資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に年度資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年2月 29 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、設備支払手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①差入保証金(1年以内回収予定の差入保証金を含む)	91,929	86,944	△4,984
②投資有価証券	2,611	2,611	―
資産計	94,541	89,556	△4,984
①預り保証金(1年以内返済予定の預り保証金を含む)	55,903	54,880	△1,022
負債計	55,903	54,880	△1,022
デリバティブ取引 (※)	4	4	―

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	332
関係会社株式	104,790

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積額を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響額が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるためレベル1の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響額が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約の時価算定は取引先金融機関から提示された価額等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、振当処理によるものは、買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、千葉県その他の地域において賃貸用の商業施設（土地を含む。）を有しております。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額	時価
199,195	261,567

（注1） 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2） 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	イオン㈱	被所有 直接 100.0	事務所の賃借 業務委託 資金の借入 役員の兼任 担保の提供	資金の借入 (注1) 支払利息 (注2)	142,006 2,335	短期借入金	143,550

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 短期借入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(注2) 資金の借入について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
また、イオン㈱の金融機関借入金 700 百万円に対して当社の建物及び土地(期末帳簿価額 8,005 百万円)を担保に供しております。

(2)子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	イオンリテールストア㈱	所有 直接 100.0	業務受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息 (注2)	40,146 829	長期未収入金 (注3)	38,596
	㈱ボンベルタ	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 受取利息 (注2)	10,737 222	長期未収入金 (注3)	11,058
	イオンバイク㈱	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 受取利息 (注2)	10,902 228	長期未収入金 (注3)	11,048
	トップバリュコレクション㈱	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 受取利息 (注2)	10,812 223	長期未収入金 (注3)	11,179

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 長期未収入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(注2) 資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 長期未収入金に対し、44,472 百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において 5,982 百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3)兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	㈱イオン銀行	―	資金の借入	資金の借入(注1) 支払利息(注2)	26,909 242	短期借入金	26,000
	イオンモール㈱	―	店舗及び事務所の賃貸借	保証金の返還 保証金の差入(注3)	84 102	差入保証金(1年以内回収予定の差入保証金を含む)	10,144
	イオントップバリュ㈱	―	商品の仕入	商品の仕入(注4)	170,401	買掛金 電子記録債務	21,754 2
	イオン商品調達㈱	―	商品の仕入	商品の仕入(注4)	124,468	買掛金	13,753
	イオンフィナンシャルサービス㈱	―	加盟店契約	WAON 発行者としての電子マネーチャージ代金の決済業務 業務に係る支払手数料(注5、6)	1,740,627 1,380	未収入金	64,850
				WAON 加盟店としての電子マネーチャージ代金の決済業務 業務に係る受入手数料 早期回収に伴う手数料(注5、6)	355,705 364 24	預り金	17,698
				WAON 発行者としての電子マネーによる売上代金の決済業務 業務に係る支払手数料(注5、6)	1,835,919 13,316	未払金	70,548

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 短期借入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(注2) 資金の借入について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 建物の賃借条件については、近隣の取引実勢に基づいて賃借契約により保証金額及び月割賃料を決定しております。

(注4) 商品の仕入については、イオントップバリュ㈱及びイオン商品調達㈱から提示された原価及び市場価格を勘案して決定しております。

(注5) 業務手数料については、一般取引条件に基づき交渉の上、決定しております。

(注6) 電子マネーチャージに係る預り金は、電子マネーによる売上代金債権と相殺しておりますが、当期末においては、相殺対象の売上代金債権の内、22,300 百万円の決済期日を早期化し、期末日時点で回収済みとなっております。

なお、当該早期回収に係る手数料については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(4)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	㈱スイロ(注1)	ー	業務委託	業務委託料の支払(注2)	58	未払金	5

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)　当社取締役岡田元也の近親者が議決権の 100%を保有しております。

(注2)　業務委託については、一般取引条件に基づき交渉の上、決定しております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額　　1,427,189.86 円

(2)1株当たり当期純損失　　84,338.85 円

13. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引)

(清水商事㈱の吸収合併)

当社は、2022 年8月 24 日開催の取締役会における決議に基づき、2023 年3月1日付で当社の子会社である清水商事㈱を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行っております。その概要は下記のとおりであります。

(1)企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
名称	イオンリテール㈱	清水商事㈱
事業内容	総合小売業	スーパーマーケット事業

②企業結合日

2023 年3月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、清水商事㈱を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

イオンリテール㈱

⑤取引の目的を含む取引の概要

当社及び清水商事㈱は、新潟県でともに成長し続けるため、両社の経営資源を融合し、地域密着と経営の効率化を目的として、吸収合併しております。なお、清水商事㈱は、当社の完全子会社であるため対価の交付はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月4日

イオンリテール株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石川慶

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンリテール株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上